

背景

これまでの継続的な事業費の減少に伴う建設企業の抱える技術者等の減少
被災地におけるがれきの処理を始めとした多くの復旧・復興事業の発注

〔供給の減少〕

〔需要の増加〕

課題

労賃などが上昇し、実勢価格との間に乖離

技術者や技能者の不足

これまでの対策

国土交通省における対策 (2月14日公表)

< 予定価格の適切な算定 >

- 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定
- 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更
- 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出
- 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応

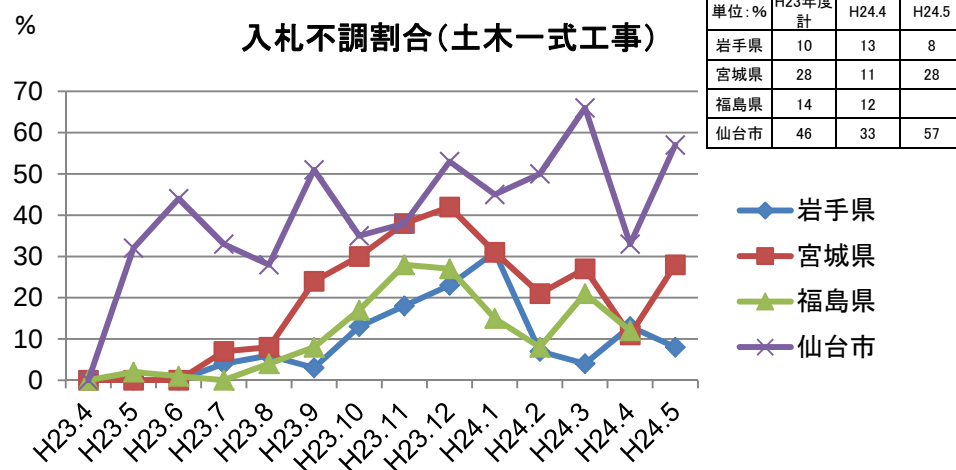
< 技術者等の確保 >

- 復興JV制度の創設
- 一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

現状と見通し

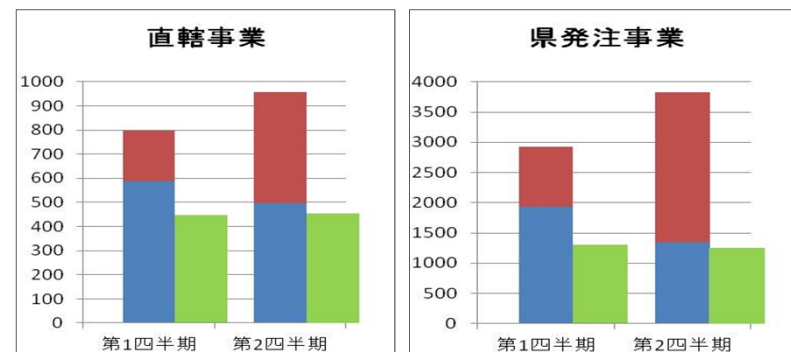
○昨年のピーク時と比べると入札不調はやや減少傾向が見られるが、今後、膨大な復興事業の発注が見込まれる。

入札不調割合(土木一式工事)

被災3県における直轄事業及び県発注事業の四半期始期残工事件数
(当該四半期において施工中の工事件数)

(注) 既に公表されている発注見通しにより作成

■ H24年度発注工事 ■ H23年度以前に発注済の残工事 ■ H22年度実績
(注) 直轄事業においては、H24.4.1に工期が開始する工事は「H23年度以前に発注済の残工事」に含む。



国土交通省における復旧・復興事業の更なる施工確保対策(概要)②

復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会

【構成員】(平成24年6月15日現在)

＜省庁関係＞

国土交通省、復興庁、農林水産省、厚生労働省、環境省

＜地方公共団体＞

岩手県、宮城県、福島県、仙台市

＜関係業界団体＞

(社)日本建設業連合会、(一社)全国建設業協会

(社)建設産業専門団体連合会、(社)全国鉄筋工事業協会

(社)日本建設大工工事業協会、(社)日本建設躯体工事業団体連合会

国土交通省における更なる施工確保対策

(6月15日公表)

＜事業のスピードアップのための市町村等の発注業務支援＞

○市町村の復興まちづくりを推進するための新たな発注方策の検討

→CMを活用した設計・施工一括発注方式により、復興まちづくり事業のスピードアップ、市町村のマンパワー・ノウハウの補完、地元企業の活用を図る。
(→事業化の進捗状況や地方公共団体の意向を踏まえて具体的な事業をモデルとして順次実施。)

＜予定価格等の適切な算定＞

○実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

→前回改定(2月20日)以降の直近の労務単価の実態を反映 (6月21日から新たな単価を適用)

○市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

→労務・資材価格が急騰した場合等において、見積もりを積極的に活用して積算する方式を実施
(6月28日に関連通知を発出)

○点在する工事での工事箇所毎の間接費算定

→発注者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所毎の間接工事費の算定を可能とする
(6月27日に関連通知を発出)

○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

→労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更での対応を可能とする(6月27日に関連通知を発出)

○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

→需給逼迫等により建設資材を他地域からの調達に変更せざるを得ない場合、輸送費について設計変更での対応を可能とする(6月27日に関連通知を発出)

＜技術者・技能者の確保＞

○作業員宿舍建設に係るスキーム及び支援制度の提示

→設置主体別の作業員宿舍建設に係るスキーム及びその際に活用可能な支援制度を提示
(6月29日に関連通知を発出)

○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入 (再掲)

○復興JVの活用を促進するための環境整備

→被災地での工事実績が地元の工事実績に反映される等の仕組みの検討

＜資材の確保＞

○資材連絡会・分科会の設置・拡充

→建設資材の需要・需給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で情報共有。
必要に応じ、資材別・地区別での情報連絡会を開催
(→既に実施済。今後必要に応じて対象を適宜拡大)

○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入 (再掲)

新たな対策

以下の点に留意した上で、復旧・復興事業の施工確保対策を進める。

- ①地域の持てる力を最大限に活用した上で被災地域と被災地域外との積極的なマッチング
- ②工事施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための適正な安全管理、労務管理の徹底
- ③下請へのしわ寄せや法令違反等に対して、監督部局との連携や必要に応じた体制の強化も含めて対応

市町村の復興まちづくりを推進するための新たな発注方式の検討 (CMを活用した設計・施工一括発注方式)

従来の発注方式

【デメリット】

発注事務負担が大きい

・調査・設計をコンサルに発注し、設計完成后、工事施工を建設業者に発注
→事業完了まで時間を要する

・設計の前の計画・調査は市町村が実施
→複数の大型事業を同時並行して進めるだけのマンパワー・ノウハウが市町村に不足

・地区毎、事業毎に別々に工事を発注
→各事業の工事統括を発注者が担う必要
→一括発注すると地元企業の活用が図られないおそれ

CMを活用した設計・施工一括発注方式

【メリット】

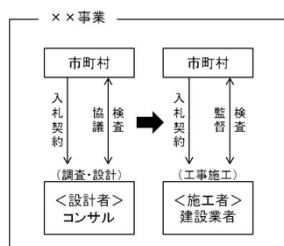
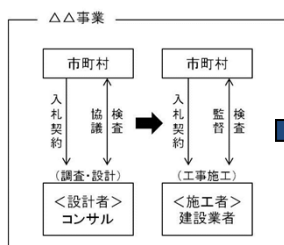
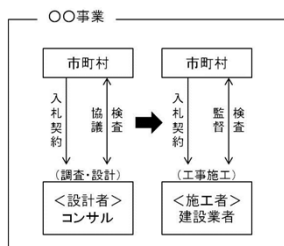
発注事務負担の軽減

・調査・設計と工事施工を一括で1つの発注
→設計のできた所から施工を開始するなど民間の知恵を生かした復興まちづくり事業のスピードアップ

・計画・調査段階もCMR(コンストラクションマネージャー)が市町村を支援
→市町村のマンパワー・ノウハウの補完

・複数地区、複数事業を一括で発注
→各事業の工事統括はCMRが実施
→CMRを通じて発注者(市町村)の関与が可能
オープンブック方式の採用等による契約の透明化 } 地元企業の活用

【従来パターン】

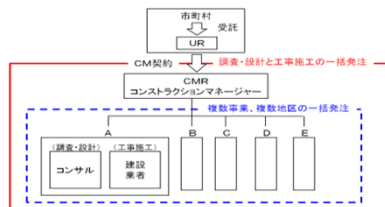


【検討パターン】

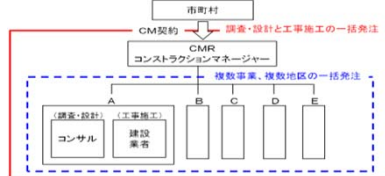
※各手続における透明性、公正性を確保する必要。

【アットリスク型】発注者の承認を得ながら、計画、設計、調整、施工管理など発注者業務を代行して実施(発注者代行型)

・URが市町村業務を受託するケース(URがCMRに発注)

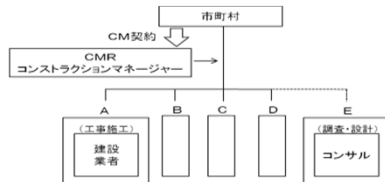


・URが市町村業務を受託しないケース(市町村がCMRに直接発注)



【ピュア型】計画、設計、調達、施工管理など主として発注者が行うマネジメント業務をサポート(発注者支援型)

(市町村が業者に直接発注。CMRはマネジメントのみ)



【実施工程】

事業化に向けた検討が先行している、URと市町村の間に支援協定が締結されている地区をモデルとして検討。

<詳細な検討>
・CMRの選定方法
・CMRの業務報酬
・コスト縮減等に対するCMRへのインセンティブの付与
・CMRとの契約範囲と責任分担
・CMRによる発注における客観性の確保対策 等

<検討主体>
・国土交通省 ・復興庁 ・UR ・有識者 等

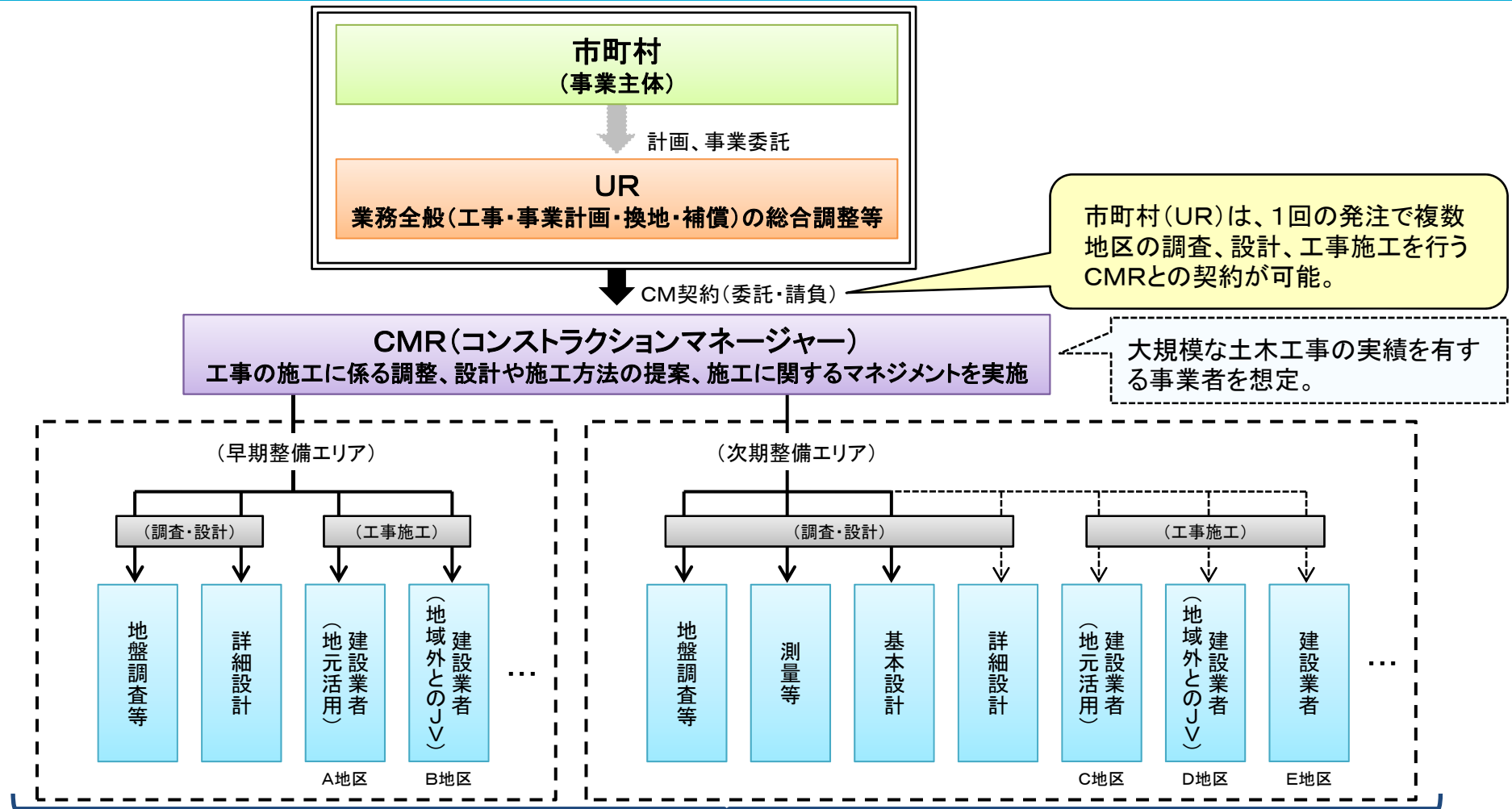
成果を反映

国土交通省、復興庁を中心に、自治体に対して本方式を周知し、自治体における事業化に向けた進捗状況や本方式の活用意向を把握した上で、具体的な自治体の事業へのあてはめを検討。

事業化が決定した地区において、検討した方式に基づくCMRの公募(7月～)

説明会や復興・復興事業の施工確保に関する連絡協議会等の開催により、自治体に基本的な実施方式を周知し、実施をサポート

モデル事業の概要(イメージ)



①施工企業の選定

→ 市町村の意向を踏まえ、一定の条件を設定し、承認を得た上で、契約。

②支払いの透明化

→ 市町村(UR)とCMRとの契約は、設計・工事等に要したコスト(業務原価)とコストに一定割合を乗じたフィー(報酬)を加えた額を支払う。
→ CMRから施工企業への支払い額(コスト)を市町村(UR)に対し、開示し、それを第三者がチェックする方式(オープンブック方式)を採用。

③コスト削減に対するインセンティブの付与

→ 設計や施工段階で、CMRの工夫によりコスト削減が図られた場合、削減額の一定割合をCMRにフィー(報酬)として加算。